

札幌市工事等簡易公募型指名競争入札施行要綱

平成 18 年 3 月 31 日 財政局理事決裁

平成 18 年 9 月 27 日 一部改正

平成 19 年 9 月 28 日 一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、別に定めるものを除き、札幌市が発注する工事（札幌市工事施行規程（平成 4 年訓令第 4 号。以下「施行規程」という。）第 2 条第 1 号に定めるものをいう。以下同じ。）及び設計等（施行規程第 2 条第 3 号に定めるものをいう。以下同じ。）（以下「工事等」という。）について契約の相手方を決定するに当たり、本市が公表する発注情報に基づいた競争入札参加資格者の入札参加意欲を把握し、簡易な方法により施工能力等を確認の上、指名する入札方式（以下「簡易公募型方式」という。）による場合の手続について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第 2 条 札幌市が発注する工事等のうち、簡易公募型指名方式により契約の相手方を決定するもの（以下「対象工事等」という。）は、設計金額が 1 千万円未満の工事等から選定するものとする。

(対象者)

第 3 条 簡易公募型方式による入札に参加することができる者は、次の各号の全ての条件を満たす者とする。

札幌市内に建設業許可における主たる営業所があること

発注する工種に格付がある場合、その格付等級が B 又は C 等級であること

希望工事（業務）内容申請書を札幌市に提出していること

(工事における標準請負金額の特例)

第 4 条 簡易公募型方式による工事については、札幌市工事等被指名者選定基準（平成 15 年 1 月 22 日財政局理事決裁（以下「選定基準」という。）第 2 条第 1 項別表に定める等級別標準請負金額一覧表に基づき定める等級格付について、一等級下位の等級とすることができる。

ただし、当該工事の設計金額が、当該工種・等級別の標準請負金額の下限額の 2 分の 1 を下回ることはできない。

(入札参加条件)

第 5 条 簡易公募型方式に参加できる者の当該工事等に係る入札参加条件として、発注する工事等ごとに次の各号に掲げる事項を、設定することができるものとする。

工種（業種）区分

格付工種における等級区分

建設業許可の種類

同種工事等の施工実績

その他必要と認める事項

(公開する事項)

第 6 条 簡易公募型指名方式により入札を行うときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を公開しなければならない。

簡易公募型指名方式による工事等である旨及び当該工事等名

工事又は履行場所（設計業務の場合は、対象物件の所在地）

工事等の概要

工期又は履行期間

入札参加条件

入札参加申請書の受付期間及び受付場所

指名されなかった場合は、その理由の説明を求めることができる旨

その他必要と認める事項

2 前項の規定による公開は、様式 1 により行うものとする。

（公開する事項の決定）

第 7 条 前条の規定により公開する事項の決定は、財政局管財部長が、札幌市内部委員会等に関する規程（昭和 57 年訓令第 11 号）別表 1 に規定する札幌市工事等被指名者選考委員会（以下「指名委員会」という。）の議を経て行うものとする。

（入札の参加申請）

第 8 条 簡易公募型指名方式による入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定した日までに、次の各号に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

簡易公募型指名競争入札参加申請書（様式 2）

その他市長が必要と認める書類

2 次の各号の一に該当する者は、入札の参加申請をすることができない。

対象工事等に係る設計業務の受託者（共同企業体の場合は構成員を含む。以下「受託者」という。）

受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者（共同企業体の場合は構成員をいう。）

申請者（共同企業体の場合は構成員をいう。）の代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合の当該申請者

3 次の各号に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者は、同一の入札（共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）に参加申請をすることができない。

資本関係

ア 親会社と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

人的関係

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている者

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 67 条第 1 項又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

事業協同組合等の組合と当該組合の構成員

（指名業者の選定）

第 9 条 指名業者の選定は、選定基準等に基づいて行うものとする。

2 審査等の結果、適格と認めた者が 1 社（1 共同企業体）の場合又はない場合においては、改めて単体企業又は経常共同企業体を指名して入札を行うものとする。

3 指名する者を決定した場合は、速やかに対象工事等の入札参加者として指名し、当該申請者に通

知するものとする。

4 指名することと決定した者については、工事等の名称及び業者名を公表するものとする。

(指名できない者)

第10条 次に掲げる者は、対象工事等の入札参加者として指名することができない。

申請書等を提出期限までに提出しなかった者

申請書等に虚偽の記載をした者

入札参加条件を満たさなかった者

(理由の説明)

第11条 入札参加の申請を行ったにもかかわらず指名されなかった者は、市長が指定する日までに、その理由について書面により説明を求めることができる。

2 前項の規定による説明を求められた場合は、非指名理由説明書(様式3)により回答するものとする。

3 前項の回答を行う場合は、あらかじめ指名委員会の議を経なければならない。

(委任)

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、管財部長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成18年4月1日以後に指名委員会に公開する事項を付議する工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年9月29日以後に審査委員会に公開する事項を付議する工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年9月28日以後に審査委員会に公開する事項を付議する工事等から適用する。